

## ○西紋別地区環境衛生施設組合事務局の組織に関する規則

制定 令和3年9月28日 規則第3号

西紋別地区環境衛生施設組合事務局の組織に関する規則(昭和58年規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、西紋別地区環境衛生施設組合事務局設置条例（令和3年条例第号）第2条の規定に基づき、西紋別地区環境衛生施設組合事務局（以下「事務局」という。）の分掌する事務その他事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の身分、勤務条件、給与等その他人事に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 組合市町村との関係会議及び連絡調整に関する事。
- (4) 規約、条例等の制定改廃に関する事。
- (5) 公印の管理に関する事。
- (6) 物品の調達、出納、保管等に関する事。
- (7) 文書の收受及び発送に関する事。
- (8) 議会に関する事。
- (9) 廃棄物処理施設の整備に関する事。
- (10) 廃棄物処理施設の維持管理等に関する事。
- (11) 公害防止に関する事。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、組合の運営に関し必要な事項

(職員の設置)

第3条 事務局に事務局長を置き、ほかに必要な職員を置く。ただし、必要があると認めるときは、次長、主査を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、組合長の命を受けて、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

3 主査は、上司の命を受けて、その所管し、又は分担する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 職員(前3項に掲げる者を除く。)は、上司の命を受けて、事務局の事務に従事する。

(施行細目)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。